

審 査 基 準

令和 2 年 9 月 1 日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第23条第 5 項において準用する第22条第 6 項
処 分 概 要 : 合格証明書の再交付
原権者 (委任先) : 兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備員等の検定等に関する規則第15条第 3 項、第 4 項、第 5 項 (合格証明書の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 申請書は、当該合格証明書の交付を受けた警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係 (078-341-7441 内線3424)
備 考 :